

平成24年度 第11回
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成24年10月11日（木）午後1時30分
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

第11回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成24年10月11日（木） 1日間

場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

- 1 委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 報告事項
 - (1) 委員長報告
 - (2) 教育長報告
- 4 協議事項
- 5 青梅市教育委員会委員長選挙
- 6 青梅市教育委員会委員長職務代理者選挙
- 7 委員長閉議および閉会宣言

教育長報告（再掲）

- 1 青梅市教育委員会災害時行動マニュアルについて（総務課）
- 2 旧稲葉家土蔵復原工事に伴う母屋の休館について（文化課）
- 3 諸報告
 - (1) 委員会等会議録
 - ア 青梅市立学校給食センター運営審議会会議録（学校給食センター）
 - イ 青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）
 - (2) 事業等の実施予定について
 - ア 青梅市総合文化祭について（文化課）
 - イ 青梅市民劇場「小原孝&トライトーン クリスマスコンサート」開催について（文化課）
 - ウ 旧稲葉家土蔵復原工事見学会開催について（文化課）
 - エ 文化財解説ボランティア募集について（文化課）
 - オ 企画展「新町村開村記」開催について（文化課）
 - カ 共催展「アートプログラム青梅2012」開催について（文化課）
 - (3) 事業等の実施結果について
 - ア 平成24年度教育委員会後援名義使用承認結果（4月～9月）（総務課）
 - イ 平成24年度第四次青梅市生涯学習推進計画進ちょく状況報告書（平成23年度分事業）（社会教育課）
 - ウ 青梅市の社会教育 平成23年度版（社会教育課）
- 4 いじめの対応状況把握のための緊急調査結果について（指導室）【追加報告】

協議事項（再掲）

1 平成24年度青梅市優良青少年団体の表彰について（社会教育課）

出席委員	教育委員会委員長	小野具彦
	教育委員会委員	岡本昌己
	教育委員会委員	中村洋介
	教育委員会委員	手塚幸子
	教育委員会委員	畑中茂雄
出席説明員	教育長（再掲）	畑中茂雄
	教育部長	柳内秀樹
	総務課長	宇津木博宣
	施設課長	村木晃
	指導室長	野村友彦
	教育指導担当主幹	中嶋建一郎
	給食センター所長	朱通智
	社会教育課長	武藤裕代
	文化課長	石川裕之
中央図書館管理課長	星野和弘	
書記	総務課庶務係長	永沢雅文
	総務課庶務係	松井慎治

午後1時30分開会

日程第1 委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には、委員5名が出席しておりますので本会議は成立いたしました。

これより、平成24年度第11回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

審議に先立ちまして、中村委員および手塚委員におかれましては、10月1日付けで教育委員会委員に就任され、本日は、就任後初めての定例会となります。

ここで、両委員から一言ご挨拶をいただきたいと思います。

【委員】 このたび、教育委員として再任をされました中村でございます。この2年間というのはなかなか成果というか、できなくて^{じくじ}忸怩たるものがあるんですが、また4年間頑張らせていただきますので、よろしくお願ひします。

【委員】 こんにちは。手塚と申します。ふだんは、中学3年生の反抗期の娘と最近ちょっと母に冷たくなってきた小学5年生の男子の子ども相手に、毎日どたばたしております。教育委員になるんだよといっても、「ええー、お母さんが？」みたいなことを言われて。昨日も一生懸命資料を読ませていただいたりしていたんですけども、本当に勉強させていただくつもりでおります。それから、一般の保護者の思っていることと先生方、教育委員会の思っていることの間をつなぎみたいな感じになればなというのを、一応私の目標で持っております。よろしくお願ひいたします。

【委員長】 どうぞよろしくお願ひいたします。

議席の指定

【委員長】 次に、議席の指定を行います。青梅市教育委員会規則第5条の規定にもとづき、今お座りいただいている席を議席と指定させていただきます。

よろしくお願ひいたします。

日程第2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、〇〇委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

【委員長】 次に、第6回臨時会および第7回定例会の会議録が机上に配付されております。次回までにご覧いただきまして、次回の定例会でご承認をいただきたいと思います。

日程第3 報告事項

(1) 委員長報告

【委員長】 それでは、報告事項から始めます。

まず委員長報告ですが、どなたかございますか。

【委員】 9月の末から10月の頭にかけて、小・中学校の運動会を幾つか参観させていただきました。

一つだけお話し申し上げますと、第一小学校が芝生化されて数年たちまして、運動会を拝見して、競技内容が明らかに変わったなという印象を持ちました。簡単に言いますと、立った姿勢での運動が今まで主だったんですが、ひざをついたりとか、手をついたりとか、腰をかがめたりとか、そういう運動がとてもふえていました。立っている運動と伏せているような、かがんでいるような運動等を組み合わせてやっていて、土の運動場、砂の運動場とは明らかに違う子供たちの動きが見られて、やはりこれは芝生があるゆえに、子供たちが抵抗なく全身を使った運動に結びついているなということを感じましたので、できるだけ早めに全校に広がるとういなと思いました。

【委員】 私も運動会ですが、今回の運動会はすべて天気に恵まれて、ひとつも順延にならなかったということは、本当によかったと思います。

それから、第二小学校の運動会を第二中学校でやるということで、拝見していたんですが、なかなか大変そうでご苦労がしのばれました。特に、保護者が座れなくてずっと立ち見になるというような状況があって、苦労がしのばれるなというところでありました。

【委員長】 ありがとうございます。

以上で、委員長報告は終了いたします。

(2) 教育長報告

1 青梅市教育委員会災害時行動マニュアルについて(総務課)

【委員長】 続きまして、教育長報告に移ります。報告事項1、青梅市教育委員会災害時行動マニュアルについて、説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、報告事項1、青梅市教育委員会災害時行動マニュアルについてご説明いたします。

ご配付しております報告資料1、青梅市教育委員会災害時行動マニュアルの冊子をご覧くださいと存じます。

青梅市全体における防災につきましては、災害対策基本法にもとづき、災害予防、災害応急対策等に関する事項を定めた青梅市地域防災計画があります。災害発生時等には、青梅市地域防災計画にもとづき、市長を本部長とする災害対策本部が組織され、教育委員会においては教育対策部が設置されます。

このマニュアルの1ページをご覧くださいと存じます。

1の定義にありますように、教育対策部が設置された場合に、教育委員会職員および小・中学校が速やかに行動がとれるよう行うべき業務手順を示すものとして、このマニュアルを作成したものでございます。

2ページの上段には、市長を本部長とした組織図を記載しております。災害発生時等には、教

育委員会において教育対策部が設置され、教育対策部の中に学務班、学校施設班、給食班、生涯学習班が組織されます。

2 ページ下段から 3 ページにかけては、各班の事務分掌を示しております。

4 ページには勤務時間中に災害が発生した場合の行動を、5 ページには勤務時間外に災害が発生した場合の行動を示しておりますが、いずれも小・中学校を除く教育委員会職員の対応であり、小・中学校の対応につきましては 11 ページ以降に示しております。

6 ページと 7 ページには教育部が所管する施設一覧を、8 ページから 11 ページにかけては避難所および避難場所の一覧を掲載しております。

また、11 ページの中段からは、小・中学校の対応を示しております。災害の発生が平日の昼間であるのか、あるいは夜間や休日であるのかにより、校長等の対応を示しております。

市内には、多くの小・中学校が避難場所や避難所に指定されております。避難所の開設には、危険度判定士による施設の使用の可否の判定が必要ですが、平日の昼間のように児童・生徒が学校にいる場合、あるいは災害の程度により住民が学校に集まってきた場合等を含めて、避難所を担当する市職員が到着するまでの間、学校長等が最大限、児童・生徒等の安全を確保するための行動も示しております。

初めに申し上げましたとおり、このマニュアルは青梅市地域防災計画を基本とし、教育対策部がとるべき行動や対応を示したものであります。今後、このマニュアルにつきましては、教育委員会職員および学校職員に周知するとともに、災害発生時等に児童・生徒および市民の安全確保のため、速やかな対応がとれるよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、青梅市地域防災計画は、平成 25 年度に見直しが予定されており、見直しの内容によりましては来年度以降、このマニュアルの修正等を行う場合があります。

説明は以上でございます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 災害対策のマニュアルということなのですが、私は仕事上、自分のところでもつくっております、それからいうともう少し充実させた方がいいなという点がたくさんあるので、すべてを申し上げる時間がないんですが、少しお話をさせていただきたいと思います。

最初に、まず組織図があって、教育対策部の仕事が出てきたときに、全体の中での位置づけをもう少しちゃんと書いた方がいいと思うんです。例えば、ここにあるのだと、避難所運営本部の運営本部長は健康福祉部長となっていますから、教育対策部とは別のところなわけです。だけど、かなり入れ子になって仕事をしなきゃいけないと。そういう部分がほかに存在するのか、よくわからないんですが、それをはっきり書いておかないと、実際のときにかなり混乱する危険性があるという気がいたします。

それから、態勢表も、別紙でいいのかもしれないですけども、実際に職員の方の名前を班のところにきちっと入れて、私はどこだというのを示した方がいいと思います。

さらに、実を言うと、その中で実際に本当にだれが来られるのかというのを把握すべきだと思うんですね。近隣に住まれていて自転車とか徒歩で来られる人と、どうしても電車でしか来られなくて停まってしまう危険性があるという人がいて、実際にだれが対応できるのかというのは、最初に把握をされていた方がいいと思います。

当社でやっていることなんですが、実際に招集がかかるときに、前からこういうカードを携帯してまして、自分はいざとなったらどこの班で、どういう条件のときに出動しなきゃいけないかというのを書いてあるんです。行ったら、その班分けのところに掲示をすると、一々だれが来たと言わなくても、それだけで出席がとれちゃうというカードをつくったりしています。何かそういう工夫があるといいかなというのがあります。

それから、通信の手段ですが、実はこの間の震災のときもあったように、携帯電話が繋がらなくなっちゃう、各学校とか避難所と連絡をとろうとしたときに、実際にはなかなか大変なことになる。私どももそれを経験して、やっぱり最後は無線だなということで、必ずこうやって無線を携帯しているんです。何かそういう、一つでもいいから連絡がとれる方法を確保しないと、実際にはなかなか大変なことになってしまうということがあります。

それから、移動手段も、各施設に行くときにどうするのかというのも結構また大変な話で、幸いにたぶん今のところ青梅の場合だと車が使えなくなるほどの混乱はないにしても、交通規制がかかる路線とかがあるので、それを避けて行くようなルートを最初からちょっと考えておかないといけない。青梅街道とか奥多摩街道、小曾木北道路とか、緊急車両以外は通れなくなっちゃうんですよ。そうすると、横断はできるので、そこを通らないでそれぞれの施設に行くというパスみたいなものを考えておかなければいけないと思います。

あと、非常に大事なものは、これをもとにぜひ訓練をやってほしいと思います。年に1回か2年に1回かわからないですけども。実際にマニュアルをつくって訓練をしてみると、よくわかります。ここがだめだとか、あそこがだめだとか、現実的じゃなかったとか、そういうのがよくわかるので、ぜひ一度。しかも、あまりシナリオどおりではなくて、ある状況を設定してみんなが動くみたいな格好で。我々も実を言うと社員に全く教えないで、どこどこから電話がかかってきて、ガス漏れです、対応に行きなさいと、いきなり訓練をやるんです。そうすると結構、混乱はするんですよ。そのときに、こういうのがあったらいい、ああいうのがあったらいいというのがわかるので、ぜひそれをやっていただきたいなと思います。

【委員】 どこかにひょっとしたら書かれてあるのかもしれませんが、昨年か一昨年か、中学校で生徒が朝、襲われたというか、そういうことがあったときに、例えば後で聞いた話なんですが、東青梅駅前ビルの3階に入っているふれあい学級とか、一切連絡がっていないんですよ。前にお話ししたことがあると思うんですけども。特に、それぞれの部署のいわゆる出先機関も含めて漏れがないか、その辺をきちっと、連絡方法も含めてもう一度確認していただきたいということを、一点感じました。

もう一点は、今、〇〇委員がおっしゃったように、6ページ、7ページに所在地と電話番号が

書かれていますけれども、これは基本的な事項ですが、実際には電話は通じないということの前提でやはり用意をすべきだろうと思います。

例えば、昨年の大震災のときには、携帯は通じないけどパソコンのメールはいち早く通じたとか、結構いろいろ状況が違いますので、やはり複数のものが一覧でわかるような形で、そういうところまで少し細かく配慮したものがあるといいなと思いました。

それから、私が以前いた地区で、役所と教育センターが踏み切りを挟んで全く同じ距離に反対側にあって、歩くと30分ぐらいかかるんですけども、踏み切りが閉まってしまって、一切動きがとれないということがあって、じゃあそういうときにどうするのか。だから、複数の道とか、迂回路も含めて、シミュレーションをしておいていただけると、さらに具体的な行動に結びつくマニュアルになっていくんじゃないかなと。幾つかそういう具体的なことも、もう一回シミュレーションし直した上でさらなる充実を期していただけるとありがたいなと思いました。

【委員】 小・中学生の保護者の立場からなんですけれども、実際に引き取り訓練みたいなことを各学校でもされているかと思うんですが、訓練のときには前もってわかっているんで、皆さん結構お仕事を休まれていらっしゃる方が多いと思うんです。実際3月11日のときには、帰ってこられないという親御さんもいたり、都心の方に一泊されたとか、そんな話も聞いています。学校の方で子供たちをあずかっていたらという話までは保護者は聞いているんですが、例えば大体小学校・中学校はみんな避難所・避難場所になっているんですが、必ずしも居住地と学区がぴったり合っているわけではなくて、例えば三小でしたら今寺一・二・三丁目と木野下、谷野の避難場所にはなっているんですが、それ以外の同じ三小の学区内でもほかのところが避難場所・避難所に指定されたりしているところもあります。いつまでだったら学校にあずかっていますよというような、細かい具体的なことがまだ保護者の方には浸透していない気がしています。例えば24時間以内でしたら必ずお子さんの通っている学校にいます、それ以降だったら、この人はここに集まっていますみたいなことがわかればなと。実際、青梅から都心に通われている保護者の方もすごく多いので、そういった詳細な情報をもし青梅共通でできるのであれば、教えていただくと、保護者としては安心して働くことができるかと思っています。

【総務課長】 貴重なご意見、大変ありがとうございます。解決しなければならない課題、幾つもございます。ご指摘の中で、例えば通信手段なんですけれども、東日本大震災時に比較的通信が確保されたPHSの「イエデンワ」というのを各学校、また教育委員会、防災担当課に配置しております。また先日、第七小学校におきまして、引き取り訓練とともに避難所開設訓練も実施しております。委員からご指摘がございましたけれども、災害時に子供は学校で元気だけれども親が迎えに来られない、当然そういう場合も考えられます。これから学校に、食料はどうするんだとか、いろいろな課題も別途あるわけなんですけれども、各学校はそれぞれ学校の防災計画を定めております。引き取り手のない子供については、保護者に引き取られるまできちんと学校でおあずかりして安全を確保するという態勢をとるはずでございます。

今日いただいたご意見、これからも参考にさせていただきます。このマニュアルにつきまし

てもこれで決まりではございません。改善、改善ということで、その辺も我々努力してまいりたいと思います。

【委員長】 よく言われることは、いざというときに見ることができないのがマニュアル、「マニュアルは頭の中に」とよく言われます。これからもでき上がったものを時折読み返しながら、頭の中にしまえるようにしていただけたらいいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは報告として承ったということにさせていただきます。

2 旧稲葉家土蔵復原工事に伴う母屋の休館について(文化課)

【委員長】 次に、報告事項2、旧稲葉家土蔵復原工事に伴う母屋の休館について、説明をお願いいたします。

【文化課長】 それでは、報告事項2、旧稲葉家土蔵復原工事にかかる旧稲葉家臨時休館について、報告資料2にもとづきましてご説明申し上げます。

旧稲葉家土蔵復原工事であります。平成22年度から3カ年計画で工事を実施しております。今回、土蔵下屋の屋根を復原する際、一時的に旧稲葉家店蔵の屋根の一部を解体する必要があります。この工事につきましては、当初から予定されておりましたが、特に騒音、振動等が生じる心配があるという点、また来館者の安全を確保するという側面から、臨時休館をさせていただこうとするものでございます。

休館期間につきましては、平成24年10月23日から10月25日までの3日間。場所につきましては、旧稲葉家住宅ということでございます。

なお、休館日の周知方法につきましては、10月15日付広報おうめ、ホームページ、10月19日付行政情報メールで周知をいたしてまいりたいと思います。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

3 諸報告

(1) 委員会等会議録

ア 青梅市図書館運営協議会会議録(中央図書館管理課)

イ 青梅市社会教育委員会会議録(社会教育課)

(2) 事業等の実施予定について

ア 青梅市総合文化祭について(文化課)

イ 青梅市民劇場「小原孝&トライトーン クリスマスコンサート」開催について(文化課)

ウ 旧稲葉家土蔵復原工事見学会開催について(文化課)

エ 文化財解説ボランティア募集について(文化課)

オ 企画展「新町村開村記」開催について(文化課)

カ 共催展「アートプログラム青梅 2012」開催について(文化課)

(3) 事業等の実施結果について

ア 平成24年度教育委員会後援名義使用承認結果(4月～9月)(総務課)

イ 平成24年度第四次青梅市生涯学習推進計画進ちょく状況報告書(平成23年度分事業)(社会教育課)

ウ 青梅市の社会教育 平成23年度版(社会教育課)

【委員長】 次に、報告事項3、諸報告ですが、あらかじめ各委員には、事前に目を通していただいておりますので、何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

【委員】 感想だけ。給食センターの会議録の中で、いわゆる給食費未納者の件が出ておりまして、本当にこれは難しい課題だなということを改めて感じました。市として、学校として、本当に努力されているという中で、やはりまだまだ実態としては未納の方がいるということ、それからその手当等との関係で配慮事項がさらにふえてきているというようなことも含めて、大変努力していただいているということに感謝しつつ、さらに学校と連携して、また市と連携して、よい方向で取組をお願いしたいなというふうに思っております。

【委員】 第四次青梅市生涯学習推進計画を拝見させていただいたんですが、IT学習の推進、社会教育関係団体登録制度、おうめの教育の発行、生涯学習室、おうめ子ども情報局というのは、目次とか項目には載っているんですけども、もうすでにやめた取組だというふうの中で説明されているんですね。だとしたら、計画のところとか、事業名にも載せない方がいいんじゃないのかなというふうに思いましたので、よろしくご配慮をということでございます。

【社会教育課長】 17ページに一応、◎、○、△、×、－という説明をしております、もともと第四次青梅市生涯学習推進計画というのが21年度からのものですから、当初載っていて来年度もあるというものなので、そういう意味で計画には今も載っております。22年度のときに確定したものですから、一応は事業名として載せていますが、いろいろな事情から事業が終了しているもの、また隔年実施のため23年度は実施しなかったものというのを－という形で記載するようにいたしました。

また逆に新規という事業もございますので、それにつきましては、11ページから項目がずっとあるんですけども、4事業ありまして、例えば12ページにあります72番の市制60周年記念事業、一番下、97番の生涯学習サポートセンター事業と、新しいものは記載していくようにして、計画には載っていたんですけどもというところを一応は残しておくという形になっているところでございます。

【委員長】 極めて私的ですけども、小原孝、興味・関心があって、好きなんですけれども、並んでチケットを手に入れるというのが苦手なものですから、好まないで弱っているんですが、電話で挑戦してみます。どのくらいお客さんが見えるか、楽しみにしております。

よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

【追加報告】

【委員長】 次に、ここで、報告事項が1件追加されるとのことであります。

つきましては、報告事項4、いじめの対応状況把握のための緊急調査結果について、を追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 ご異議ないものと認め、本日の日程に、報告事項4を追加し、議題といたします。

4 いじめの対応状況把握のための緊急調査結果について（指導室）

【委員長】 それでは、報告事項4、いじめの対応状況把握のための緊急調査結果について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、いじめの対応状況把握のための緊急調査につきましてご説明申し上げます。

本調査につきましては、東京都教育委員会の通知によりまして、青梅市で実施をいたしましたものでございまして、前回の9月13日に教育委員会でご報告させていただきました7月分の調査結果、その後の対応につきましての追跡調査の結果となります。

なお、今回ご報告させていただく数値は、現段階の数値でございまして、東京都教育委員会の確認を得て確定をした数値ではございません。正式な数値の発表につきましては、東京都教育委員会の発表を待つようにと、東京都の担当者から指示がございましたので、教育委員の皆様にもご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、報告資料4をご覧ください。今回の調査は、7月に調査した調査結果からいじめと認知した件のその後の対応、およびいじめの疑いがあると判断した件のその後の対応について調査をしたものでございます。

資料上の段の表が、前回の7月にご説明させていただいたものでございまして、その数値の内訳といたしまして、下の表を掲載させていただきました。

まず、上の表の設問1をご覧ください。前回の繰り返しになってしまいますけれども、いじめと認知した件数がその欄に入っております。小学校は28件、中学校は39件でありました。そちらの数値が、下の表に移っていただきまして、真ん中から左側の方にいじめと認知したものの件数とその内訳が書いてございます。

まず、小学校28件のうち、②の欄をご覧ください。解決した件数が12件ございます。その右側、一部解決をいたしましたけれども指導継続中というのが16件、合わせて28件ということで、未解決の件数はございません。

その下の段、中学校にまいります。中学校は、7月の段階で39件ございましたが、解決した件数といたしましては12件、一部解決をいたしました指導が継続中である件数が27件となっております。未解決の件数につきましてはゼロ件でございます。

次に、いじめの疑いがあると思われる件数であります。上の表、設問3で再度ご確認をさせていただきますが、小学校は70件、中学校は92件の報告がございました。また下の段に移っていただきまして、濃く色がついているところが、いじめの疑いがある報告の件数内訳ということになります。

小学校からまいります。70件中、①確認の結果、いじめではなかったとわかった件数は38件、残りの32件をいじめと判断いたしました。その32件の対応でございますが、右にいただきまして、32件中、③解決が図られた件数が16件、一部解決に至りましたが指導継続中である案件が16件ということになってございます。

次、下の段にまいりまして、今度は中学校でございます。中学校は92件の案件がございましたが、そのうち確認した結果、いじめではなかったとわかった件数は41件、逆にいじめとわかって対応した件数が51件となっております。その対応の内訳でございますが、解決に至った案件が31件、一部解決いたしましたけれども現在も指導を継続中という案件が20件ということになってございます。

小・中学校とも、いじめの疑いがあると思われる件数についても、未解決の件数はゼロ件というふうに報告をいただいております。

以上の報告から、7月の調査でいじめと認知した件数、いじめの疑いがあると思われる件数のすべてで、ある一定の解決が図られていることが現状として確認できました。解決に向けては、学校内での教職員の対応が小・中学校とも一番多く、次に保護者と連携して対応したケースが多くなってございます。中学校におきましては、スクールカウンセラーが週に1回、1日来ておりますので、スクールカウンセラーの力をかりて解決に至ったという件数も多くなってございます。

ただし、いじめについては再発するという事も十分に考えられます。また、現在も指導継続中という案件もございます。あわせまして、解決がすでに図られたというふうに報告があった案件につきましても、引き続き経過観察、児童・生徒の理解に努め、見守りや指導を継続するように各学校には指導したところでございます。

また先般、品川区で起きました中学1年生のいたましい事件を受けまして、臨時の指導主幹・課長会が開催されました。その会の指示事項とともに、9月以降のいじめの認知や疑わしいと思われる内容につきましても、早期発見・早期解決を図るよう、先週の校長会、副校長会でも周知をし、教育委員会への報告をお願いするとともに、教育委員会からの支援の用意があることもあわせてお伝えをいたしました。

今後とも、学校と教育委員会が連携して、いじめ問題には対応してまいりたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 ありがとうございます。下の方の表で解決した件数が書かれていますけれども、解決したというのは、どういう状況のことを解決したというふうに、学校あるいは保護者、子供た

ち、教育委員会の方ではとらえているのかということと、解決したという判断を最終的にする、その辺のシステムについて、ちょっとわからないので教えていただきたいのと、もう一点は前回ちょっとお話ししたんですけれども、やはりきちっと記録をとっていくということが大事だと思うんです。再発防止も含めて、同じことを繰り返させないためにも。その辺の記録のとり方みたいなところで、何か教育委員会事務局と学校の方で進めていらっしゃる部分があれば、あわせてお聞きしたいと思います。

【委員】 今のお答えを聞けば、もしかすると同じ答えになるかもしれないんですが、ここに出ている数字に対応した内容というのは、今、記録というお話がありましたけれども、教育委員会の方で把握されているのか、具体的にこういう案件でこういう指導をしたので解決としたというようなことが、レポートというんですか、カルテというんですか、そういうふうになっているかどうかということと、もしそうであれば、差し支えない範囲でどういうものか典型的な事例を教えてくださいと実感はわくんですね。解決したというのはこういうことを言っているんだとか、一部指導継続中というのはこういうことなんだなというのがわかるので、その辺がいかげななということですよ。

【指導室長】 それでは、両委員のご質問につきましてあわせてお答えいたします。

いじめにつきましては、この7月の段階で各一人一人からアンケートをとっております。その状況判断をして、これはいじめであるというふうに認知したのにつきましては、その後、対応をすぐに教員が図りまして、いじめにはいじめる側といじめられた側がありますので、両方に指導をした結果、結局いじめられているというふうに訴えた子供たちから、もう大丈夫だ、いじめられていないという声を直に聞いたものが、この件数でございます。その声の件数の中にも、微妙なものもあります。全くまだ安心し切れていないというような件数については、一部解決が図られたけれどもまだ不安が残っているということで、まだ継続中という形で判断をしております。

もう一つの記録でございますが、先週の校長会、副校長会で、実は私どもが緊急に集めた臨時会の方でもお話があったんですが、前回は委員からお話をいただいたように、過去の事例でそういう事例をみんなが熟知していれば早めに対応ができた事例もあるということで、そういうことを先生方が共有するのが大事だというふうに私も判断をさせていただきました。都教委の方にも教員の共通理解を求めることを必ずするという報告がありましたので、そのためには記録をきちんととっておいていただかないと困るということで、そういうところもあわせてお話をさせていただきました。

ただ、先ほども申しましたように、その記録をとっていれば、再発を防止するというか、再発の可能性があるという、ある意味、先生方が危機感というか、そういう子供たちをしっかりと丁寧に見ていかなければいけないんだという醸成にもつながると思いますので、その記録につきましては今後も話しかけていきたいとともに、前回はアイデアをいただいたように、その記録のとり方ということにつきましては、今、指導室の中でもモデルをつくりながら検討しているところでございます。また、学校とすり合わせながら、学校が使いやすいようなものも今後考えてまい

りたいと思います。

【委員長】 よろしいですか。それでは報告として承ったということにさせていただきます。

【その他】

【委員長】 ほかに、何かありますか。

【給食センター所長】 本日、机上に、学校給食用食材の放射性物質検査ということで資料を配付させていただいております。それにつきまして、ご報告をさせていただきたいと思います。

学校給食用食材の放射性物質検査につきまして、東京都教育委員会から、2学期の検査日程の連絡がありましたので、ご報告をいたします。

初めに、藤橋調理場では、10月18日（木）に大根、長ねぎ、じゃが芋、巨峰の4品目の検査を依頼する予定でございます。これらの食材は、翌日、10月19日（金）の給食に使用する食材であります。

次に、根ヶ布調理場では、11月12日（月）に検査をする予定でございますが、検査品目については現時点では未定でございます。品目につきましては、納入業者が決定した後、産地等を勘案いたしまして選定する予定です。この日に出す食材の使用日は、翌日の11月13日（火）であります。

検査方法につきましては、1学期の検査と同様、記載のと通りの検査内容でございます。

11月の検査品目は未定でございますが、それから10月・11月の検査した結果につきましては、確定次第、学校給食センターホームページに掲載いたしまして、公表する予定でございます。なお、公表につきましては、ホームページのほか、広報おうめ、給食センターが発行しております給食献立表、給食だより等への掲載も予定しております。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 いただきました報告事項の中の学校給食センター運営審議会会議録の中に、「検体が2キロないと検査ができない」という言葉がありますけれども、これはどういう意味なんですか。

【給食センター所長】 今ご質問のありました「検体が2キロ」というのは、今日ご報告した放射性物質検査ではなくて、モニタリング検査、事後検査の方で、でき上がった給食をまるごと1食ずつ毎日保存しまして、1週間分をまとめて検査をするものです。それがどうして1週間分なのかというようなことの説明として、給食1食当たりが大体600グラム前後ですので、それだと検査ができない。2キロ程度ないと、検査の精度が上がらないということで、それで5日分をまとめると2キロを超えるということで、そういう設定をしたというふうに東京都からの説明がございました。

同様に、今日ご説明した事前の食材の検査につきましても、1品目当たり1キロを必要としております。ですので、食材によりまして、実際の全体使用量が10キロに満たないような食材も

ありますので、そういうものは1キロ用意することが難しいので、やはり比較的多めの食材を選ぶということになってしまうというところがあるんですけども、検査の精度を高めるためにそれだけの量が必要だと、そのようなことで対応しております。

【委員長】 報告事項は以上で終了いたします。

日程第4 協議事項

1 平成24年度青梅市優良青少年団体の表彰について(社会教育課)

【委員長】 次に協議事項に移ります。協議事項1を議題といたします。平成24年度青梅市優良青少年団体の表彰について、説明をお願いいたします。

【社会教育課長】 説明の前に恐縮でございますが、資料の一部の差し替えをお願いいたします。協議資料1ということで2枚の推薦調書となっておりますが、2枚目の調書につきまして本日机上配付させていただきましたので、差し替えをお願いいたします。

それでは、協議事項1、平成24年度青梅市優良青少年団体の表彰についてご説明をいたします。

この表彰は、市内の青少年団体であって、顕著な活動実績を上げた団体に対しまして、青梅市優良青少年団体に対する表彰基準にもとづきまして表彰するものであります。表彰に該当する要件として、発足から5年以上経過し、顕著な活動実績を上げた青少年団体としております。団体の推薦は、青少年委員が推薦調書により教育長に推薦し、教育長は内容を検討し、教育委員会に付議するという手順となっております。

このたび、青少年委員に、日ごろの活動の中で顕著な活動実績を上げた団体の推薦をお願いしたところ、2団体の推薦をいただきました。

1枚目の推薦調書をご覧いただきたいと存じます。1団体目は、和田町子供会です。和田町一丁目・二丁目地域の子供会で、代表者としては子供会長さんが男女2人となっております。甲田岳さんと橋本美波さん。育成会長さんが大人の方でございますが、千葉修一さんでございます。会員数の記載はございませんが、1年生から6年生まで43名です。子供会の発足は昭和40年ということで、かなり長い歴史がございます。

推薦理由でございますが、子供会内での児童相互の交流に加えまして、自治会行事、地域行事にも積極的に参加し、地域と一体となった活動を行っている子供会であること、地域の神社の清掃など地域の伝統文化や歴史に対する関心の向上にも努めているというところです。

推薦者は、第五小学校区を担当しております青少年委員の天野俊寿さんです。この子供会は、地域のさまざまな行事に積極的に参加し、自分たちのまちを大切に作る心を育てるよう、継続的に活動していく努力をしている団体であると考察しております。

もう一つの団体が、本日机上配付いたしました三ツ原子子供会です。地域は今井三丁目の一部で、今井三丁目第2自治会内の子供会で、代表者としては子供会長さんが林ちずるさん、育成会長さんが林有美さんでございます。会員数、1年生から6年生まで47名、子供会の発足は昭和52

年です。

推薦理由でございますが、この子供会は「あいさつをしよう」運動を実施し、地域と一体となってコミュニケーションの大切さ、人と人とのつながりの大切さを学んでいること、資源回収や自主事業、自治会イベントの参加を通じて、人との接し方を学ぶとともに、三ツ原運動広場の清掃を班別に行い、地域社会について学んでおり、充実した活動を行っている子供会であることです。

推薦者は、藤橋小学校区を担当しております青少年委員の永澤正弘さんです。安心して住める環境づくり、地域を盛り上げることに努めている団体であると考察しております。

ご協議いただきまして、お認めいただけましたら、青梅市小・中学校の主張大会の場で表彰式を実施したいと考えているところでございます。

よろしくご協議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

【委員長】 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 質問ではありません。和田町子供会、たまたま私も橋向こうなものですから、よくその姿を見かけるんです。保護者の方と子供さんが3人ペアで各戸を回って、「お燈明銭を集めに来ました。寄付をよろしくお願いします」とやっています、いいなと思いました。そして、ちょっといつかわかりませんが、季節になると、子供たちがつくったお燈明がところどころに、いわゆる四角い提灯なんですけど、楽しい絵と字がかいてあって、それが夜になるととっても雰囲気をかもし出す、本当にいい伝統が残っているなと思うんです。よく通って感じる地域ですので、読んでみて、あっ、あのことだと思ったものですから、ちょっとお話しさせていただきました。いろいろな地域があると思うので、また掘り起こしも含めて、復活も含めて、また続いていけるといいなと感じます。

【委員】 今回は、この2団体のみが推薦されたということなんでしょうか。私も子供がいて、地域の子供たちのお祭りやなんかにもよくお手伝いで伺っているんですが、そういう地域活動を一生懸命やっていたら子供会って、青梅にはいっぱいあるなというのをすごく感じてまして、こういう表彰をしていただくような機会があるというのは、活動している子供たち、手伝っているご家族の皆さんにもう少し知らせてほしいと思いました。私も知らなかったの。頑張っていることを表彰していただくというのは励みになると思うので、たぶん会長さんとかやっていたら耳には入っているのかもしれないんですが、もうちょっと全体に広げて、2候補だけで2候補がではなくて、私のところも、私のところもこれだけやっているのよという中から、例えば3組選ばれましたぐらいのものになると、ますます盛り上がるんじゃないかなと思いました。

【社会教育課長】 これからまた周知に努めますとともに、例えば広報ですとか、きょうお配りした生涯学習だより等に、その表彰団体の写真等も掲載して、周知に努めてまいりたいと思います。

【委員長】 ほかにございますか。よろしいですか。

協議事項ですのでお諮りいたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認めます。よって、平成24年度青梅市優良青少年団体の表彰については承認されました。

日程第5 青梅市教育委員会委員長選挙

【委員長】 次に、青梅市教育委員会委員長の選挙を行います。委員長選挙について説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、ご説明申し上げます。

この選挙は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第2項の規定により、委員長の任期が1年となっており、平成24年11月1日をもって任期が満了となります。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項および青梅市教育委員会会議規則第6条の規定にもとづき、青梅市教育委員会委員長選挙を行おうとするものでございます。

以上でございます。

【委員長】 それでは、ただいまから青梅市教育委員会委員長の選挙を行います。

選挙は、単記無記名による投票で行います。

投票用紙を配付してください。

[投票用紙配付]

【委員長】 投票用紙には、投票しようとする者1名の氏名を記載して投票願います。

[投票]

【委員長】 全員の投票が終わりましたので、これより開票いたします。

[開票]

【委員長】 開票の結果をご報告願います。

【教育部長】 それでは、開票の結果をご報告申し上げます。

投票総数 5票

有効投票 5票

有効投票中 小野具彦委員 4票

岡本昌己委員 1票

以上でございます。

【委員長】 ただいまの開票結果のとおり、私が委員長に再任されました。よろしく願いいたします。

日程第6 青梅市教育委員会委員長職務代理者選挙

【委員長】 次に、青梅市教育委員会委員長職務代理者の選挙を行います。委員長職務代理者選挙について説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、ご説明申し上げます。

この選挙は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定により、青梅市教育委員会委員長職務代理者の指定をするため、青梅市教育委員会会議規則第7条の規定にもとづき、青梅市教育委員会委員長職務代理者選挙を行おうとするものでございます。

以上でございます。

【委員長】 それでは、ただいまから青梅市教育委員会委員長職務代理者の選挙を行います。

選挙は、単記無記名による投票で行います。

投票用紙を配付してください。

〔投票用紙配付〕

【委員長】 投票用紙には、投票しようとする者1名の氏名を記載して投票願います。

〔投票〕

【委員長】 全員の投票が終わりましたので、これより開票いたします。

〔開票〕

【委員長】 開票の結果をご報告願います。

【教育部長】 それでは、開票の結果をご報告申し上げます。

投票総数 5票

有効投票 5票

有効投票中 岡本昌己委員 4票

中村洋介委員 1票

以上でございます。

【委員長】 ただいまの開票結果のとおり、岡本昌己委員が委員長職務代理者に再任されました。よろしくをお願いいたします。

なお、委員長および委員長職務代理者の就任日は、11月2日、任期は、平成25年11月1日までの1年間となります。

それでは、これをもちまして、青梅市教育委員会委員長および委員長職務代理者の選挙を終わります。

日程第6 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。

その他何かありますか。

【総務課長】 特にございません。

【委員長】 それでは、今後の日程について総務課長から説明をお願いいたします。

【総務課長】 それでは、今後の日程について説明させていただきます。

10月18日(木)学校訪問を予定しております。当日は、8時40分に教育委員会にご集合
いただきたいと思います。訪問校は、午前が藤橋小学校、午後が新町中学校でございます。

次に、10月25日(木)学校訪問を予定しております。18日と同様、8時40分に教育委
員会にご集合いただきたいと思います。訪問校は、午前が吹上小学校、午後が吹上中学校でござ
います。

次に、11月1日(木)教育委員会定例会を予定しております。時間は午後1時30分から、
会場はこの場所を予定しております。

今後の日程につきましては以上でございます。

【委員長】 市町村教育委員会の連合会というのがございまして、その管外研修で、明日、教育
長と私で参加させていただきます。行き場所は沼津市教育委員会と、それから小学校と中学校が一
体になっている学校を視察をさせていただくことになっています。

以上で本日の日程は終了しましたので、閉会といたします。お疲れ様でした。

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員